

昭和毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県立しかの和泉荘管理規則

（目的）

第一条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び
管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第一
号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取
県立しかの和泉荘（以下「和泉荘」という。）の管理
にに関する事項を定めることを目的とする。

（利用の制限）

第二条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、和泉
荘の利用の許可を与えないことができる。

一 公安又は風俗を害するおそれがあると認められる
とき。

二 和泉荘の施設設備を損傷するおそれがあると認められる
とき。

三 その他和泉荘の管理上支障があると認められる
とき。

規則

- ◆規則
- 鳥取県立しかの和泉荘管理規則
- 家畜伝染病予防法による豚コレラ予防注射の
実施
- 新たに行なおうとする土地改良事業に係る土
地改良事業計画書等の縦覧
- 定例教育委員会の招集
- ◆教委告示
- ◆公安告示
- 道路交通法による聴聞会の開催

鳥取県立しかの和泉荘管理規則

昭和三十九年三月十六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第十号

第三条 和泉荘を利用する者は、次の各号に掲げる事項

を守らなければならぬ。

一 粗野又は乱暴な言動で他人に迷惑をかけないこと。

二 和泉荘の施設設備を汚損しないこと。

三 危険物、不潔な物品又は動物を和泉荘に持ち込まないこと。

四 門限、消灯時刻その他和泉荘の利用に關し知事が別に定める規律に反しないこと。

(許可の取消し等)

第四条 知事は、和泉荘の利用の許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、その許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

- 一、条例又はこの規則に違反したとき。
- 二、利用の許可の条件に違反したとき。

三、前二号に掲げる場合のほか、和泉荘の利用に關し著しく不当な行為をしたとき。

(使用料の減免)

第五条 条例第六条の規定による使用料の減免は、次の各号の一に該当する場合に限り行なうことができる。

- 一、和泉荘の施設設備の損傷その他特別の理由により、和泉荘を通常利用する状態で利用できなかつたとき。
- 二、国、地方公共団体又は母子団体が母子家庭の福祉事業を行なうため和泉荘を利用するとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百三十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和四十年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

00868

(第3種郵便物)
(認 可)

3 昭和40年3月16日 火曜日 鳥取県公報 第3614号

00857

(第3種郵便物)
(認 可) 2

昭和40年3月16日 火曜日 鳥取県公報 第3614号

鳥取県告示第百三十一号

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日

昭和四十年三月二十七日から昭和四十年十二月二十六日まで

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

利害關係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十二号

次の土地は、昭和四十年三月八日から公用を廃止した。

昭和四十年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市字池ノ上一二六番八地先 水路敷 二坪九合三勺から一二六番一地先まで 道路敷 一坪一合四勺

〃 一二六番六

池田 一一七番四の内 〃 五坪三合

一 縦覽期間

昭和四十年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

16	米子市灘町二丁目二一	自動車等運転者	中	田	博	己	興	求	水	義	生	之	信	重	信	四	郎	8	米子市和田町三、一二〇
15	米子市西三柳一六一五	自動車等運転者	池	島	本	本	速	水	義	生	之	信	重	信	四	郎	9	米子市朝日町一四	
14	米子市大篠津町一六五二の七	自動車等運転者	松	本	田	速	水	義	生	之	信	重	信	四	郎	10	米子市紺屋町二三		
13	米子市道笑町二丁目八九	自動車等運転者	影	山	忠	富	川	重	信	生	之	信	重	信	四	郎	11	米子市上福原五二四	
12	米子市目久美町一〇六	自動車等運転者	本	田	速	水	義	生	之	信	重	信	重	信	四	郎	17	日野郡江府町大字江尾	
11	米子市道笑町二丁目八九	自動車等運転者	長	谷	川	富	川	重	信	生	之	信	重	信	四	郎	18	日野郡江府町大字久連	
10	米子市紺屋町二三	自動車等運転者	実	重	信	生	之	信	重	信	之	信	重	信	四	郎	19	西伯郡岸本町丸山二四七	
9	米子市朝日町一四	自動車等運転者	森														20	境港市外江町七四三	
8	米子市和田町三、一二〇	自動車等運転者	荻	原	治	郎											21	境港市外江町七四三	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年三月十六日

鳥取県教育委員会委員長 荻・原 治郎

一日時 昭和四十年三月十七日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 教職員人事について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第一百四条第一項の規定に基づき次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十年三月十六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

1	西伯郡西伯町大字倭三二〇	自動車等運転者	龜 原 秀 吉
2	西伯郡日吉津村大字日吉津七一五	自動車等運転者	川 原 計 彦
3	西伯郡淀江町大字本宮二六八	自動車等運転者	田 雅 美
4	西伯郡名和町富長五四	自動車等運転者	桑 本 堯 裕
5	西伯郡伯仙町河岡五五九	自動車等運転者	木 下 茂 生
6	米子市糺町一丁目七一	自動車等運転者	近 藤 洋 一
7	米子市蚊屋一〇四	自動車等運転者	能登 路 和 男

一 聽聞の期日及び場所 昭和四十年三月二十五日 午前九時三十分から

米子市万能町 米子警察署

二 聽聞当事者の住所及び氏名

1 西伯郡西伯町大字倭三二〇

自動車等運転者 龜 原 秀 吉

2 西伯郡日吉津村大字日吉津七一五

自動車等運転者 川 原 計 彦

3 西伯郡淀江町大字本宮二六八

自動車等運転者 田 雅 美

4 西伯郡名和町富長五四

自動車等運転者 桑 本 堯 裕

5 西伯郡伯仙町河岡五五九

自動車等運転者 木 下 茂 生

6 米子市糺町一丁目七一

自動車等運転者 近 藤 洋 一

7 米子市蚊屋一〇四

自動車等運転者 能登 路 和 男

7 昭和40年3月16日 火曜日 鳥取県公報 第3614号 (第3種郵便物)
認可

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読を希望される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部月極め 300円。郵送料を含む。）を添えて3月25日までに鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により納めることもできます。

昭和40年3月16日 火曜日 鳥取県公報 第3614号 (第3種郵便物)
認可 6

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 日 から 昭和 年 月 日
 まで鳥取県公報を 部購読したいので、購読料
 金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日 から 昭和 年 月 日

住所
氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

(印)

鳥取県知事石破二朗殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
 定価 一部鳥取県鳥取市栗谷町印所
 月額 250円(配達料共)
 所